

春日井西部地区コミュニティバス
＜勝川・味美ちよい乗りバス＞

事業計画書（案）

春日井市地域公共交通会議提出用

平成20年11月18日

春日井市商店街連合会

目次

1、運行の目的

2、運行に至る背景

3、運行計画

(1) 運行開始予定日

(2) 事業主体・運行主体

(3) 運行許可

(4) 路線・運行日・時間帯及び運行本数

(5) 運賃

(6) バス車両

(7) 愛称

4、運営・運行組織と意思決定体制

5、運行を契機とした商業活性化の方策

6、その他の利用促進方策

資料1 各バス停時刻表

資料2 路線及びバス停の位置

資料3 乗車券等デザイン

1 運行の目的

- (1) 来街者並びに、商店街店舗、飲食店利用者の足を確保し、例えば高齢者でも安心して気軽に街に来れる状況を作ることによって街の活性化を目指す。
- (2) 勝川・味美地区における商店街・商業施設・公共施設・医療機関等を利用する際に利便性の高い交通手段を確保することで住みやすい街をつくる。

2 運行に至る背景

(1) 全国で中心市街地の多くが空洞化し、まちに出かける魅力や住む魅力（満足度）が大幅に低下していることから、都市の「顔」となる中心市街地の活性化が大きな課題となっている。春日井市においても状況は同様で、勝川地区では、駅前周辺の区画整理事業や再開発事業、JR中央本線の連続立体交差事業などの都市基盤整備事業の実施によって街が様変わりしたが、近隣からのアクセス手段が貧弱であることもあって、来街者の増加に繋がっていない。また、味美地区では、名鉄小牧線の名古屋市営地下鉄上飯田線への直通乗り入れにより、商店街で買い物をする人が減少している。

さらに、本年10月、名古屋空港旧国際線ターミナル跡に、郊外型SC「エアポートウォーク名古屋」が開店し、両地区の商業に大きな影響を及ぼすものと予想される。

(2) 春日井市内の公共交通の利便性は、必ずしも高いとは言えず、自家用車に頼らざるを得ない状況になっている。勝川・味美地区においても、中部国際空港の開港に伴って名古屋空港から大半の便が移ったことから、勝川駅から味美駅を経由して名古屋空港への名鉄バスが乗客減に伴い平成20年3月31日を以って廃止された。この結果、勝川地区と味美地区を結ぶ公共交通機関はかすがいシティバス（はあとふるライナー）病院循環勝川線のみとなっているが、毎日運行ではあるものの、9～16時台に1時間間隔で計7往復の運行に過ぎず、味美ネットワークが、昨年実施した移動手段アンケートの結果でも地域の住民からの声が多かった。

(3) 全国で飲酒運転による事故が社会問題化している状況の中、特に飲食店での飲酒を控える傾向にあり、その交通手段を確保することで対応することが必要と思われる。

3 運行計画

(1) 運行開始予定日

未定（地域公共交通会議での協議が調い次第確定する）

(2) 事業主体・運行主体

事業主体：春日井市商店街連合会

運行主体（委託先）：あおい交通株式会社

(3) 運行許可

道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業による。
なお、春日井市地域公共交通会議での協議結果に基づき、市の公共交通網の一翼を担う路線として位置付けていただくことを想定している。

(4) 運行日、時間帯及び運行本数・路線

(1) 運行日・時間帯他

毎日運行とする、但し、年末年始（12月31日—1月3日）は運休とする
9時台から18時台（右回り7本、左回り7本）。

<各バス停の時刻表は資料1を参照>

(2) 路線及びバス停

JR勝川駅から勝川駅前商店街、名鉄味美駅及び味美商店街を経由し、JR勝川駅に至る路線 尚、車両待機等の都合、起終点は西友勝川店（春日井市勝川新町1-27地内）とする。

バス停は概ね300mから500m間隔で設置する。

<路線及びバス停位置は資料2を参照>

(5) 運賃

(1) 現金

大人（中学生以上）一日乗車券 200円とする

小人（小学生）一日乗車券 100円、大人1名につき1名の乳幼児無料とする
障害者手帳掲示の場合は無料とする

(2) 回数券

バス車内及び商店街店舗等にて販売し、金額は11枚綴り 2000円とする

(3) サポーター券

商店街店舗等にて販売し、金額は、3か月/6000円とする。

ただし、記名式とする

<乗車券等のデザインは資料3を参照>

(6) バス車両

バス事業者所有の車いす乗降装置付のマイクロバスとする。

（定員21人、ただし車いす使用の場合は17人）

車体デザインは、他と区別しやすく、親しみがわき、なおかつ乗りやすいものとする。

(7) 愛称

「勝っちい」（事業名は、勝川・味美ちょい乗りバス）とする

4 運営・運行組織と意思決定体制

春日井市商店街連合会内（春日井市鳥居松町5-45 春日井商工会館5F 0568-84-8848）に事務局を置く。また、意思決定体制として特別委員会を設ける。

5 運行を契機とした商業活性化の方策

(1) 季節にあわせた魅力あるイベントの開催（弘法市、夏まつりなど）

(2) バス車内における商店街で使用できる割引券等の配布

(3) 町内会・バス沿線商業施設とタイアップしたイベントの開催

商店街（地域）の活性化を目的として運行するバスの利用を増やすには、商店街が地域を巻き込んで（地域と連携して）イベントの実施を実施することが必要である。この際、バスの車内でのPRや、バス利用とセットになった企画など、バス運行と連動した取り組みを実施し、バス利用者が、楽しく気軽に買い物ができるような企画（勝川地区で行っているスタンプ事業（弘法スタンプ）と連動した企画）などを開催する。

(4) 車内外でのイベントの告知、広告掲載

6 その他の利用促進方策

バス運行を地域に根付かせるために、次のような継続した取り組みを実施していく。

(1) 利用者の意向把握のためのフォローアップ調査の実施

バス利用者及び商店街利用者に対して、満足度を高めるためにアンケート調査を実施し、新たな改善計画を立てて次年度の運行に反映させていく。

(2) 利用者増加への努力

バスの利用者を増加させるには、バスの使いやすさをPRすることが大事である。今後、免許証を更新しない高齢者や燃料費の高騰により自家用車使用を回避したいと考える人などをターゲットとして、継続的にバスのPRを行っていく。

(3) 路線・運行時間の見直し

アンケート等から明らかになった問題点を検討の上、より利便性の高い路線・運行時間への見直しをスピード感をもって行う。